前払式支払手段情報提供事項

「資金決済に関する法律」第13条（表示又は情報の提供）に基づき、以下に情報を提供いたします。

前払式支払手段の名称：	エヌタスカード
氏名・商号又は名称：	株式会社エヌタス
支払可能金額等：	入金上限金額は、５０，０００円です。 ただし、１回のチャージ金額は４９，０００円を上限とします。
有効期間又は期限：	最後の利用の翌日から１０年間ご利用がない場合は、失効します。
使用できる施設 又は場所の範囲：	エヌタスマネー契約交通事業者 エヌタスマネー加盟店 ※ＵＲＬ：https://www.ntasu.co.jp/shop/static_list
利用上の注意：	本カードは折り曲げたりしないで下さい。
未使用残高の確認方法：	当社が定めた交通事業者及び加盟店、チャージ機等で確認できます。
約款等：	有　詳しくは「エヌタスカード取扱規則」及び「エヌタスマネー取扱規則」をご参照下さい。 ※ＵＲＬ：https://www.ntasu.co.jp/rules
備考：	問い合わせ時間は、平日９：３０～１７：３０となっております。

苦情又は相談窓口

所在地：	〒８５０－８５０１　長崎市新地町３番１７号
連絡先電話番号：	（０９５）８９５－７５５６

【利用者資金の保全方法】

資金決済法１４条１項の規定の主旨：

前払式支払手段の保有者の保護のための制度として、資金決済に関する法律の規定に基づき、前払式支払手段の毎年３月３１日及び９月３０日現在の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を法務局等に供託等することより資産保全することが義務づけられております。

資金決済法３１条１項に規定する権利の内容：

万が一の場合、前払式支払手段の保有者は、資金決済に関する法律第３１条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。

発行保証金の供託、発行保証金保全契約又は発行保証金信託契約の別：

当社の利用者資金の保全方法は次のとおりです。

・金銭による供託

【無権限取引により発生した損失の補償等の対応方針】

当社は、エヌタスカードの紛失、盗難等により、利用者に生じた損失について、原則として、その責任を負わないものとします。